

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・選挙を行うべき事由の発生
- ・選挙人名簿登録基準日等
- ・ポスター掲示場の掲示開始期日

所管課(室)名
選挙管理委員会書記室
//
//

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の長崎県知事選挙の期日が告示されたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項第3号の規定により、長崎県議会議員（佐世保市・北松浦郡選挙区）について、補欠選挙を行うべき事由が発生した。

令和8年1月22日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

長崎県選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。

令和8年1月22日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 1 基準日 | 令和8年1月29日
(但し、年齢要件は2月8日) |
| 2 登録日 | 令和8年1月29日 |

長崎県選挙管理委員会告示第15号

令和8年2月8日執行予定の長崎県議会議員補欠選挙（長崎市選挙区、佐世保市・北松浦郡選挙区）において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項の規定により準用する同条第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。

令和8年1月22日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

掲示開始日 令和8年1月30日

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八九二四五)
二一
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
プリント
宏弥ト